

【正上内公民館運営委員会規約】

(目的)

第1条 正上内公民館運営委員会は、地区内住民相互の交流と融和を密にして21世紀にふさわしい公民館活動を通して、明るく住みよい生活環境の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は、正上内公民館運営委員会(以下「委員会」という)。

(組織)

第3条 この委員会は、正上内地区に居住しかつ公民館運営に賛同する住民をもって組織する。

(事業)

第4条 この委員会は、前条の目的達成と運営規定の定めるところにより、次の事業を行う。

- 1) 公民館の運営及び維持管理
- 2) その他目的達成に必要な事項

(事務所の所在地)

第5条 この委員会の事務所は、石岡市正上内12番12号、正上内公民館内に置く。

(会議)

第6条 この委員会の運営について、総会及び役員会を持つことができる。

(総会の時期)

第7条 総会の時期は、毎年3月下旬とする。

(総会の決議事項)

第8条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- 1) 規約及び運営の設定、改正など
- 2) その他委員会の運営に関する事項

(総会の決議方法)

第9条 総会の議決は、賛否過半数をもって決定する。

(役員会)

第10条 役員会は委員長が必要と認めるとき、または役員総数の3分の1以上の請求があったときに委員長が召集する。

(役員会の付議事項)

第11条 役員会に付議すべき事項は、次の通りとする。

- 1) 総会に提出すべき議案に関する事項
- 2) その他管理運営に関する事項

(役員会の議決方法)

第12条 役員会の議事は出席総数の過半数をもって決定する。

(役員)

第13条 委員会に次の役員をおく。

- | | | |
|---------|-----|-----------|
| 1) 委員長 | 1名 | (公民館長兼任) |
| 2) 副委員長 | 6名 | (部長兼任) |
| 3) 幹事 | 27名 | (班長兼任) |
| 4) 監事 | 2名 | (総会で選任する) |
| 5) 会計 | 1名 | (地区会計兼任) |

(役員を選任)

第14条 役員は地区総会において選任する。

(役員の職務)

第15条 役員の職務は以下の通りとする。

- 1) 委員長は、委員会を代表し業務を統括する。
- 2) 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。
- 3) 幹事は、公民館業務など副委員長と連絡を密に行う。
- 4) 監事は、委員会の業務及び公民館の状況について年1回監査し、その結果を総会において報告する。
- 5) 会計は、委員会の会計事務を行う。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とする。但し、補欠役員の任期は前任者の残り期間とする。
また、重任は妨げない。
また、幹事の任期は各班長の任期とする。

(経費について)

第17条 第4条の事業に要する経費は区の年度予算をもって充てる。

(加入、脱退について)

第18条 新たに正上内地区に居住し委員会の目的に賛同し加入される場合は、委員会で定めた分担金を納入する。
脱退する場合は、役員会に脱退届けを提出する。この場合、特別な事由がない限り分担金は返環しない。

(会計年度)

第19条 この委員会の会計年度は、3月1日から翌年2月末日までとする。

* 改版履歴

初版	平成13年4月1日	
2版	平成21年4月1日	会計年度他
3版	平成26年4月1日	幹事の数変更